

第23回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成22年4月16日に開催されました第23回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

記

1 第22回議会のあり方等検討特別委員会議事概要の確認

2 第23回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項

(1) 議会基本条例逐条解説に対する意見に対する対応

- ①前文「市民の目線に立った」の「目線」という言い方は最近よく使われているが、条文の使い方としてふさわしいのかという意見に対しては、法制執務室また働きょうせいのほうからも特に問題ないということであり、原案のままとする。
- ②第4条の第7項「議員相互間の討議」については、その方法等について、第9条第5項のように、別に定めるという条文が必要ではないかという意見に対しては、第4条は議会運営の原則論が記載されており、必要ないので原案のままとする。
- ③第5条の解説の中段あたり「議員相互間の討論……合意形成をすることや」という記述について、この規定は第5条ではなく第15条で規定されているという意見に対しては、解説全体を変更する。
- ④第6条の解説で「1人会派」について記述があるが、正確なものではないという意見に対しては政務調査費の交付に関する条例の改正を行う。
- ⑤第6条解説中段の「規模が大きく、また、委員会制度を中心に運営される議会においては」は、亀山市の範疇が明確でなくわかりづらいため削除したほうが良いという意見に対しては、規模が大きい議会であれば会派や委員会が

置かれ運営されているという一般的なことを言っており、原案のままとする。

⑥第9条第5項は削除したほうがいい、かえって隠密感を醸すという意見に対しては、19回の委員会で相当議論を行いこのような条文にしたものであるが、法制執務室からの指摘で、委任規定という条を別に設けそこで押さえることとする。

⑦第9条解説下段の「事後報告的な情報のみならず……有効に広報機能を活用していくよう努めることとなります。」は実態的にはどんな広報方法か見えてこないという意見に対しては、これらの方向性としての市政課題や議員間討議をされた状況など、いろいろな場面で市民に報告していくことも必要になってくるなど、事後だけでなく事前の広報活動も重要との観点から記載をしており、原案のままとする。

⑧第16条の解説下段の「公認会計士によるチェック……」という記述は削除する。

⑨第19条の解上段の「報酬とは……解釈されかねない」という記述、また下段から次ページにかけての「議員報酬の日当制」についての記述は削除する。

⑩法制執務室、株ぎょうせいによる条文のチェック、訂正点を新旧対照表をもって説明し、確認いただいた。

⑪次回は6月の1週目ぐらいをめどに開催をしたい。